

## 千代田区男女共同参画センター運営協議会の役割と今後の予定

### 1 本会議の役割について

「千代田区男女共同参画センター運営協議会設置要綱」について、令和8年4月1日付で以下のとおり改正を行う。

新(改正案)	旧(現 行)
(設置)	(設置)
第1条 誰もが個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現を目指すため、千代田区内に在住・在勤・在学する者が集い、出会い、学び、活動する拠点となる千代田区男女共同参画センター(以下、「センター」という。)を、活力ある実践的な活動の場とするため、センター事業の企画及び運営等に関する意見聴取の場として「千代田区男女共同参画センター運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。	第1条 誰もが個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現を目指すため、千代田区内に在住・在勤・在学する者が集い、出会い、学び、活動する拠点となる千代田区男女共同参画センター(以下、「センター」という。)を、活力ある実践的な活動の場とするため、センター事業の企画及び運営等に関する協議の場として「千代田区男女共同参画センター運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。
(意見聴取事項)	(協議事項)
第2条 協議会での意見聴取事項は次のとおりとする。	第2条 協議会の協議事項は次のとおりとする。
(1) センター事業の企画・計画及び運営に関する事項	(1) センター事業の企画・計画及び運営に関する事項
(2) 男女共同参画社会づくりに関する情報・資料収集、提供	(2) 男女共同参画社会づくりに関する情報・資料収集、提供
(3) 地域・職場におけるセンター事業のPR、要望等意見集約に関すること	(3) 地域・職場におけるセンター事業のPR、要望等意見集約に関すること
(4) 定期広報誌の掲載事項の企画検討、原稿収集等に関すること	(4) 定期広報誌の掲載事項の企画検討、原稿収集等に関すること

#### 【改正の経緯について】

- ・運営協議会内で委員から出された意見や提案は、区と委託事業者による企画・運営会議(毎月の定例会)で検討され、可能なものは事業に反映する体制をとっている。
- ・要綱上『協議の場』とあるが、現状は委員に意思決定を行っていただく『協議』形式でなくセンターの事業報告とそれに対して委員から意見聴取を行う形で協議会が開催されてきた。  
→現行の開催実態に即する形で、本協議会を『センター事業の企画及び運営等に関する意見聴取の場』として、設置要綱の改正を行いたい。

## 2 今後の予定

		日程	議題
R7	第1回	7月 15 日(火)	①センターの現状と課題 ②R6年度事業報告及び R7 年度事業計画 ③相談室事業について ④利用者アンケート集計結果
	第2回	12月 16 日(火)	①R7年度事業報告 ②R8年度事業計画について

※1 R8年度もR7年度同様、年2回同時期の開催を予定しております。

※2 会議の日程は、必要に応じて変更・追加になる可能性があります。

### 【第2回運営協議会の開催時期について】

第1回運営協議会では、第2回開催時期を『2月頃を予定』と案内していたが、委員意見を次年度事業計画に反映したく、開催を 12 月に前倒して開催するもの。

○千代田区男女共同参画センター運営協議会設置要綱

平成10年8月25日10千総男女発第44号

(設置)

**第1条** 誰もが個性と能力を十分發揮することのできる男女共同参画・ジェンダー平等社会の実現を目指すため、千代田区内に在住・在勤・在学する者が集い、出会い、学び、活動する拠点となる千代田区男女共同参画センター（以下、「センター」という。）を、活力ある実践的な活動の場とするため、センター事業の企画及び運営等に関する協議の場として「千代田区男女共同参画センター運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

**第2条** 協議会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) センター事業の企画・計画及び運営に関する事項
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する情報・資料収集、提供
- (3) 地域・職場におけるセンター事業のPR、要望等意見集約に関する事項
- (4) 定期広報誌の掲載事項の企画検討、原稿収集等に関する事項

(構成)

**第3条** 協議会は、次に掲げる者又は機関のうちから、区長が委嘱する8名以内のもの（以下「運営協議会委員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内在住・在勤者
- (3) その他区長が必要と認める者

(委員の委嘱)

**第4条** 協議会の委員は、区長が委嘱する。

(委員の任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行なう。また、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を置く。その選出は、委員の互選による。

2 会長は、協議会の運営を司る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第7条** 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

**第8条** 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

**第9条** 協議会の事務局は、地域振興部国際平和・男女平等人権課に置く。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し、その他必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成10年8月25日から施行する。

**附 則** (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年10月15日14千政国発第118号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月29日24千政国男発第245号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日27千地国男発第16号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年4月1日5千地国男発第36号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年4月1日7千地国男発第40号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。